

クリーニング師の免許に係る各種申請 における本人確認について

○クリーニング業法施行規則の改正に伴い、令和8年4月1日から以下の申請書等に
氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報及び個人番号の記載が必須となりました。

- ◆ クリーニング師試験受験願書
- ◆ クリーニング師免許申請書
- ◆ クリーニング師免許証再交付申請書
- ◆ クリーニング師免許証訂正申請書

○個人番号が記載された申請書等の提出の際には、本人確認を行うことが法律上義務
付けられています。本人確認では、個人番号が正確であること（番号確認）及び、
申請者が個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の2つを確認します。

○申請の際は、以下のいずれかの組合せの本人確認書類を持参し、窓口で提示してく
ださい。

- (1) Aの番号確認書類及びaの身元確認書類
- (2) Bの番号確認書類及びb又はcの身元確認書類

本人確認書類			
番号確認書類		身元確認書類	
A	個人番号（マイナンバー）カード （裏面）	a	個人番号（マイナンバー）カード （表面）
B	<u>以下の書類から1点</u> ・通知カード※ ・個人番号が記載された住民票の 写し又は住民票記載事項証明書 ※通知カードに記載された氏名、住 所等が住民票に記載されている 事項と一致している場合に限る	b	<u>以下の書類から1点</u> ・運転免許証又は運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳、精神障害者保健 福祉手帳又は療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書
		c	<u>以下の書類から2点</u> ・公的医療保険の資格確認書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書

○郵送にて申請をする場合は、上記の（1）又は（2）の組合せの書類のコピーを申
請書等に同封してください。

《代理人による申請の場合》

代理人が申請書等を窓口へ提出する際は、本人確認として以下の3つの確認を行いますので、それぞれ書類を持参してください。

○代理権の確認：1の書類の提示又は2の書類の提出

○代理人の身元（実存）の確認：①～③のいずれかの書類の提示

○本人の番号確認：Ⅰ～Ⅲのいずれかの書類の提示

代理権の確認	1	法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証する書類
	2	任意代理人の場合：委任状
代理人の身元（実存）の確認	①	以下の書類から1点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証又は運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書
	②	以下の書類から2点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的医療保険の資格確認書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書
	③	法人の場合は以下の2点 <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書等 ・ 代理で申請窓口を訪れた方と当該法人との関係を証する書類（社員証等）
本人の番号確認	Ⅰ	本人の個人番号（マイナンバー）カード又はその写し
	Ⅱ	本人の通知カード又はその写し※
	Ⅲ	本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し

※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る

○なお、提供いただいた個人番号等はクリーニング師の免許に関する事務においてのみ利用し、他の事務には利用しません。